

NPO、住民、地元企業等の主体的参画による地域の特色あるまちづくりの推進を図るため、NPOなどの市民団体等が行うまちづくり活動に対して支援。具体的には地元公共団体等が設置する「住民参加型まちづくりファンド」※1)に資金拠出を実施する(財)民間都市開発推進機構に対して国が補助を行う。

※1)「住民参加型まちづくりファンド」(以下「ファンド」とは、公益信託、公益法人(財団法人、社団法人)、市町村長が指定するNPO等の非営利法人、地方公共団体が設置する基金をいう。

●対象事業等

◇助成の対象となる「ファンド」の要件(次の①～③の全ての要件を満たす必要がある)

- ①地域住民、地元企業等によるまちづくり事業※2)への助成等を行うもの。
- ②地方公共団体から当該ファンドに資金拠出が行われていること。
- ③募集等によって、当該ファンドに住民・企業等からの資金拠出が既に、行われ又は、今後行われることが見込まれるもの。

※2)まちづくり事業の例

(景観形成)

- ・街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動など

(まちの魅力アップ)

- ・シンボル施設の整備、ライトアップ設備の整備など

(伝統文化の継承・歴史的施設の保全)

- ・伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修、歴史的土木施設(波止場・護岸等)の保全など

(観光振興)

- ・観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置など

(安心安全なまちづくり)

- ・防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置
- ・バリアフリー化のためのスロープの整備など

(その他)

- ・ポケットパークの整備、広場への遊具の設置など

ただし調査費の助成やゴミ拾い活動、ワークショップの開催などソフト事業のみの活動は対象とならない。

●対象者

- ・ファンドを設立又は設立する予定がある団体等

●支援内容

- ・交付額：民間都市開発推進機構(以下「民都機構」)の搬出限度額は、次の①～③のうち最小金額となる。

- ①原則として2,000万円。ただし、対象となる当該ファンドの規模、助成等の対象等を考慮し、必要と認められる場合には、5,000万円まで拠出可能
- ②当該ファンドに対する地方公共団体の拠出金額
- ③当該ファンドの総資産額(民都機構拠出分を含む)の1/3

※国の補助対象は、ハード事業への支援のみとなる。

●スケジュール

- ・募集：平成21年4月30日～平成21年7月31日
※応募件数等の状況に応じ、再募集を行う場合もある
- ・選定：平成21年9月頃

●採択案件

平成20年度 ・札幌市都市緑化基金

※平成20年度は、全国で18ファンド(うち北海道内1ファンド)が資金拠出を受け事業を実施。

支援スキーム

